

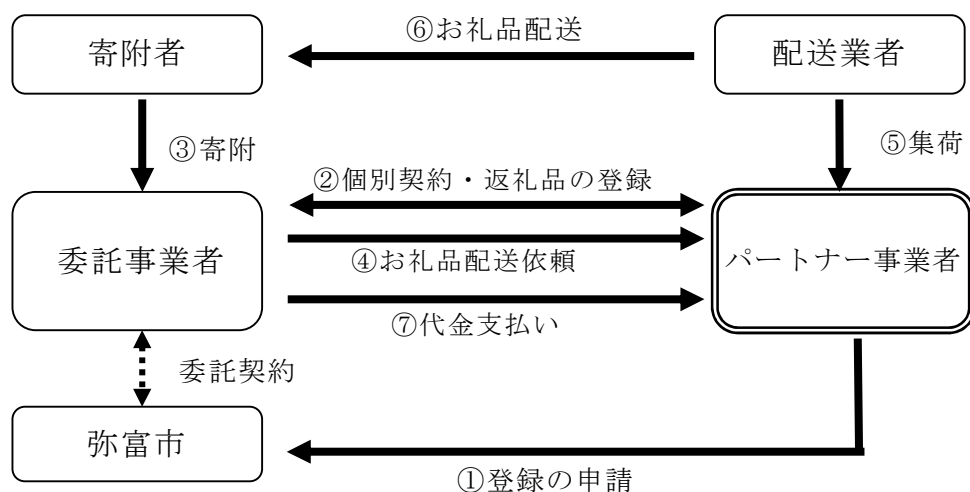
ふるさとやとみ応援寄附金パートナー事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度を活用し、弥富市（以下「市」という。）のシティプロモーションを行うとともに、市への寄附の促進、地場製品のPR・販売促進及び地域産業の活性化などの相乗効果を図ることを目的として、ふるさと納税による市外在住の寄附者に対し、返礼品として商品やサービス（以下「商品等」という。）を提供する事業者（以下「パートナー事業者」という。）を募集する。

2 事業概要

事業概要は以下の図のとおりである。



3 募集条件

(1) パートナー事業者の要件

パートナー事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たしている者とする。ただし、要件に適合していても、市がパートナー事業者として適当でないと認めた場合はこの限りではない。

ア 市内に事業所（本店、支店等は問わない。）若しくは工場等を有する法人、組合、その他団体又は個人事業主であること。ただし、市内で製造又は加工された物品を取り扱う市外の事業者も、パートナー事業者として認める。

イ 市税等の滞納がないこと。

ウ 代表者等が、弥富市暴力団排除条例（平成 23 年弥富市条例第 18 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人の場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。）でないこと。

エ 各種法令規則等を遵守し、生産、製造、販売、役務の提供等を行っていること。

オ 食品を返礼品として提供しようとする事業者は、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に違反（特に、事実と異なる産地名の表示。以下同じ。）することなく、適正な食品返礼品を確実に供給できる体制を整備していること。

カ インターネットに接続できる環境があり、市及び市が委託する事業者とメール等のやりとりが可能であること。

(2) 返礼品の要件

返礼品は、次に掲げる要件をいずれも満たしている商品等とする。ただし、要件に適合していても、市が返礼品として適当でないと認めた場合はこの限りではない。

ア 平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号第 6 条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること（別表参照）。なお、地場産品基準に適合しているかについては、返礼品の提供期間に応じ適用される最新の法令等や製造等の状況により判断する。

イ 公序良俗に反しないものであること。

ウ 科学的根拠のない効果・効能をうたっていないこと。

エ 品質及び数量の面において、安定的に供給を見込めるものであること。ただし、季節や期間限定、数量限定で供給可能な商品等も可とし、その場合はその数量や提供開始及び終了期間について迅速な連絡、調整が適時行えること。

オ 自ら生産・製造したもの以外の場合は、市の返礼品として取り扱われることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。

カ 食品については、消費期限・賞味期限に余裕があるものを発送するものと

し、寄附者に到着から一定期間（概ね1週間以上）の消費期限・賞味期限が保証されるものであること。ただし、生鮮食品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うなどして、鮮度を保ったまま適切に寄附者に届くものであること。

キ 必要な情報（使用原材料、商品内容、製造に係る工程及び費用等）の開示が可能であること。

ク 宿泊施設、サービスの利用券等については、市内でサービスが提供されるものに限る。また、利用期限のあるものについては、原則として発行日から6か月以上利用可能なものであること。ただし、日時をあらかじめ指定するものはこの限りではない。

ケ キャラクター等を使用する場合、パートナー事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。

コ 市が求める場合に、原則として無償で返礼品のサンプルを提供できること。
なお、役務の提供の場合は、現場での確認ができること。

サ ふるさと納税関連ホームページ等への掲載のため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ、パートナー事業者名等）を提供可能であること。

4 パートナー事業者の義務

パートナー事業者は、返礼品の提供にあたり、次に掲げる義務を負う。

- (1) 返礼品の提供にかかる問い合わせ、苦情、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む。）等に対して、責任・誠意をもって対応し、また、その対応等について、市へ報告すること。
- (2) 返礼品登録時だけでなく寄附募集時から寄附者への配送時に至るまで、常時、原材料、品質、機能、表示、衛生、安全性その他一切の事項について、「3（2）返礼品の要件」及び関係法令等への適合性を確保するため、返礼品がこれらの基準に適合していることを把握すること。
- (3) 食品を返礼品として提供する場合は、当該食品の産地名を適正に表示するとともに、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類

の整備・保存をすること。

- (4) 返礼品登録時から、事業者情報や製造工程等に変更があった場合は、速やかに市に報告すること。
- (5) 法令等違反又は「3 募集条件」の不適合が疑われる場合など市が必要と認めた場合は、市が実施する調査等（実地調査を含む。）に応じること。
- (6) 返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告や、寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないこと。
- (7) 「9 返礼品申請書への記載内容の公表」に同意すること。

5 返礼品の提供価格

返礼品の提供価格は、「ふるさととみ応援寄附金返礼品申請書（様式 3-1～様式 3-8）」に記載された価格とする。

- (1) 返礼品の提供価格は、本体価格のほか荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格とすること。
- (2) 設置費用等が別途発生する場合は、その費用は返礼品の提供価格に含めるものとする。なお、設置等の手続きはパートナー事業者が行うこと。
- (3) 寄附金額については、ふるさと納税制度に基づき、返礼品の提供価格が寄附金額の 3 割以下となるよう市で設定し、経費率を考慮し随時市で見直しを実施する。

6 費用負担

返礼品の費用負担については、次のとおりとする。

- (1) 原則、返礼品代及び送料は市が負担する。
- (2) 返礼品の欠陥、到着時の毀損等に関する寄附者からの問い合わせがあった場合、返礼品の回収及び再配送、代替品等による補償、交換その他クレーム対応に要する経費（返礼品代・送料等）については、パートナー事業者の負担とする。なお、パートナー事業者と配送業者の間で協議した結果、配送業者の責任となった場合はこの限りではない。

7 返礼品の配送

市の委託事業者からの出荷依頼をもって配送準備を行い、配送伝票到着後、できる限り速やかに配送すること。

8 広報・PR

- (1) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名等を掲載する。
- (2) パートナー事業者は、返礼品の発送時に限り、送料に影響しない範囲において、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができる。
- (3) 市が「ふるさとやとみ応援寄附金」（ふるさと納税）の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名等を掲載する場合がある。

9 返礼品申請書への記載内容の公表

地場産品基準3号で採択された返礼品は、令和7年6月24日付総務省告示第220号の定めにより、返礼品の名称、市内において生じた価値の割合、返礼品の製造・加工地、返礼品の提供価格（市の調達費用）、一般販売価格を市公式ホームページ上に一覧で公表する。

10 募集期間

随時

11 申請方法

(1) パートナー事業者

パートナー事業者の登録をする場合は、次に掲げる書類を弥富市役所総務部財政課へ提出すること。なお、パートナー事業者の決定にあたり、市が事業所等の現地確認を行う場合がある。

ア ふるさとやとみ応援寄附金パートナー事業者申請書（様式1）

イ ふるさとやとみ応援寄附金パートナー事業者誓約書兼同意書（様式2）

ウ 事業者の概要がわかる資料（パンフレット等）

(2) 返礼品

返礼品の登録をする場合は、次に掲げる書類を弥富市役所総務部財政課へ提

出すること。

ア ふるさとやとみ応援寄附金返礼品申請書（様式 3-1～様式 3-8）

※登録する返礼品の地場産品基準に応じた様式の申請書を作成すること（別表参照）

イ 区域内において製造等を行うことにより返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明様式（様式 3-3 別紙）

※地場産品基準第 3 号に該当する場合のみ

ウ 商品のわかる資料（写真、パンフレット等）

12 登録内容の変更又は廃止

(1) パートナー事業者

パートナー事業者は、登録した事業者情報の変更又は廃止を希望する場合は、速やかに「ふるさとやとみ応援寄附金パートナー事業者申請書（様式 1）」を弥富市役所総務部財政課へ提出すること。

(2) 返礼品

パートナー事業者は、登録した返礼品の変更又は廃止を希望する場合は、速やかに「ふるさとやとみ応援寄附金返礼品申請書（様式 3-1～様式 3-8）」を弥富市役所総務部財政課へ提出すること。

13 審査結果の通知

(1) パートナー事業者

市はパートナー事業者の申請に対する決定について、内容を審査し、申請者に「ふるさとやとみ応援寄附金パートナー事業者（承認・不承認）決定通知書（様式 4）」にて通知する。

(2) 返礼品

市は返礼品の申請に対する決定について、内容を審査し、申請者に「ふるさとやとみ応援寄附金返礼品（承認・不承認）決定通知書（様式 5）」にて通知する。（総務省による確認によっては、返礼品申請書の提出から結果の通知までに半年程度要する場合がある。）

14 登録の取り消し等

(1) パートナー事業者

次の事項のいずれかに該当した場合、市は「ふるさととみ応援寄附金パートナー事業者登録取消通知書（様式6）」によりパートナー事業者としての登録を取り消すことができる。

ア パートナー事業者が「3 (1) パートナー事業者の要件」に規定する事項を満たさなくなったとき。

イ パートナー事業者が「4 パートナー事業者の義務」に規定する義務を果たさなかったとき。

ウ パートナー事業者又は返礼品の登録内容に虚偽があったとき。

エ 市の信頼を著しく失墜させる行為を行ったとき。

オ 寄附者の信頼を著しく損なう行為を行ったとき。

(2) 返礼品

次の事項のいずれかに該当した場合、市は何らの通知等を行うことなく、返礼品の取扱の停止又は登録を取り消すことができる。

ア 返礼品が「3 (2) 返礼品の要件」に規定する事項を満たさなくなったとき。

イ 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。

ウ 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。

エ 食品を返礼品として提供しようとする事業者が食品表示法の違反を行ったとき。

オ 返礼品の登録内容に変更があったにもかかわらず、その報告を行わずに当該返礼品を送付する行為を継続的行っていたことが発覚したとき。

カ 返礼品の登録内容に虚偽があったとき。

キ 市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。

ク 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、パートナー事業者の責めに帰すべき事由があるとき。ただし、諸般の改善がなされ、クレームが寄せられなくなった場合はこの限りではない。

ケ 返礼品の登録申請が承認されて以降、ふるさと納税ポータルサイト上で商品等が1年以上継続して受付されていないとき。

コ 「14 (1) パートナー事業者」の規定によりパートナー事業者としての登録が取り消されたとき。

サ その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

15 損害賠償

パートナー事業者の責めに帰すべき事由により、市又は寄附者に損害を及ぼしたときは、パートナー事業者の負担においてそれを賠償すること。

16 個人情報の保護

- (1) パートナー事業者は、業務を履行するにあたり、個人情報の取扱については、弥富市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年弥富市条例第1号）その他情報保護に係る関係法令を遵守すること。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用できない。

17 その他の留意事項

- (1) ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省から見直し等の通知があった場合、要件等を変更する場合がある。
- (2) パートナー事業者又は返礼品が本要項に定める要件等を満たさなくなった場合や、ふるさと納税制度の変更等により提供される商品等が返礼品として適合しないと判断された場合には、登録を取り消す場合がある。この場合、取消により生じた不利益について、市はその責任を負わない。
- (3) 食品の産地名の偽装等により、地場産品基準や食品表示法への違反が認められる場合は、市はパートナー事業者の認定を取り消すとともに、寄附者への補償に要する費用及び市に対する損害賠償を請求することがある。
- (4) ふるさと納税ポータルサイト等への返礼品の掲載順位や掲載位置、広報誌等への掲載する返礼品の選定などは、市に一任すること。
- (5) 登録された返礼品は、寄附者から返礼品として選択された場合に提供をお願いするものであるため、選択されない場合もあることをあらかじめ承知してお

くこと。

- (6) 市は、返礼品の提供の適正かつ確実な実施を確保するため、必要があると認めたときは、パートナー事業者に対して調査（実地調査を含む。）を行うことができる。
- (7) 市は、登録された返礼品について、必要に応じてパートナー事業者と見直しの協議を行うことができる。
- (8) 本要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、パートナー事業者と市で協議し決定するものとする。

附 則

この要項は、令和8年10月1日から施行する。

別表

地場産品基準		提出書類
1 号	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。	様式 3-1
2 号	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。	様式 3-2
3 号	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程（第 5 号において「製造等」という。）を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているもの。 ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限る。	様式 3-3 及び様式 3-3 別紙
4 号	返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。	様式 3-4
5 号	地方団体の広報の目的で製造等がされた当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。	市財政課までお問い合わせください。
6 号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の 7 割以上であること。	様式 3-5
7 号	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主	様式 3-6

	要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。	
7 号の 2 (宿泊)	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。	市財政課までお問い合わせください。
7 号の 3 イ 五万以下 (宿泊)	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が 1 夜につき 1 人当たり 5 万円を超えないもの。	市財政課までお問い合わせください。
7 号の 3 ロ 該当地域 (宿泊)	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの。	市財政課までお問い合わせください。
7 号の 4 (電気)	当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。	様式 3-7
8 号イ	市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの。	市財政課までお問い合わせください。
8 号ロ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前	市財政課までお問い合わせ

	各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの。	わせください。
8号ハ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの。	市財政課までお問い合わせください。
9号	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。	市財政課までお問い合わせください。
99号	前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。（告示第6条柱書き）（例：〇〇pay商品券、△△Pay）	市財政課までお問い合わせください。
セット	前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。 ※地場産品に地場産品以外を附帯させるものについては本類型ではなく6号として整理すること。	様式3-8 及び組み合わせる返礼品等の該当する地場産品基準に応じた様式